

「阿波ふうどスペシャリスト」制度実施要領

(目的)

第1条 この制度は、豊かな自然環境で育まれた県産食材をはじめとする「徳島の食」に共感し、応援していただける個人や店舗等を「阿波ふうどスペシャリスト」として認定し、徳島県（以下「県」という。）と連携して、その魅力を広く県内外に情報発信していくことにより、「徳島の食」の認知度向上及び消費拡大を図るとともに、本県の豊かな食に共感する「徳島ファン」を増やし、徳島への「人の流れ」を創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「徳島の食」とは、徳島県産農林水産物、徳島県産の原材料を使用している料理、または歴史的・文化的に徳島県と関わりが深い加工食品及び郷土料理等をいう。

2 この要領において「阿波ふうどスペシャリスト」とは、「徳島の食」を応援し、県と連携して、その魅力を発信していく個人・店舗・法人・団体等をいう。

(「阿波ふうどスペシャリスト アンバサダー」の設置)

第3条 徳島県知事（以下、「知事」という。）は、次の者に対し、「阿波ふうどスペシャリストアンバサダー」（以下「アンバサダー」という。）を委嘱する。

- (1) 本県出身者又は本県とゆかりが深い著名な料理人等のうち、「徳島の食」の魅力を理解し、情報発信する機会を有し、アンバサダーとなるに相応しい者（旧とくしまブランド特使を含む。）
- (2) その他、本県出身者又は本県とゆかりが深い著名人のうち、特に情報発信力の高い者。

2 アンバサダーは、次の任務を行うこととする。

- (1) 県産品の積極的な活用やレシピ紹介
- (2) 各種広報媒体を活用した情報発信
- (3) 県の主催する行事への参加協力
- (4) 県産品の消費拡大に対する意見、提言
- (5) その他本県農林水産業の活性化を図る上で有効な活動

3 知事は、アンバサダーに対し、委嘱状を授与することにより委嘱する。

4 アンバサダーの任期は、県との協議により定める。

(認定要件)

第4条 「阿波ふうどスペシャリスト」は、次の認定要件を満たすものとする。

- (1) 個人・法人・団体等

徳島の豊かな食に共感し、応援したいという思いを持ち、「徳島の食」に関する情報を県に提供するとともに、自ら Facebook 等を活用して情報発信する機会を持つことができる個人・法人・団体等。

- (2) 店舗

ア 飲食店

「徳島の食」を食材として積極的に活用し、その消費宣伝等も行う飲食店。

イ 販売店（旧とくしまブランド協力店を含む。）

「徳島の食」を商品として積極的に販売し、その消費宣伝等も行う販売店。

- 2 前項（2）アのうち、県内に所在する店舗において「徳島の食」を調理し、提供しているものを「阿波ふうど繁盛店」として認定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、認定の対象としない。
 - （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
 - （2）暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有すると認められるとき
 - （3）政治・宗教活動を目的としていると認められるとき
 - （4）その他、「阿波ふうどスペシャリスト」審査会（以下、審査会という。）において、認定することが適当でないと認めたとき

（活動内容）

第5条 「阿波ふうどスペシャリスト」は、県が Facebook のグループ機能で開設したページ（以下、「グループページ」という。）等を活用し、次のとおり情報提供等の活動を行うこととする。

（1）個人・法人・団体等

ア 県に対し、旬の県産食材の情報、県産食材を使ったレシピ情報等「徳島の食」に関する情報の提供

イ 自ら Facebook 等を活用した「徳島の食」に関する情報の発信

（2）店舗

ア 県産食材を活用した料理や県に関連する料理の提供、又は県産食材の積極的な販売

イ 県が提供する県産品PR資材の設置及び県産品の使用についてメニュー等への積極的な表示

ウ 県に対し、県産品を活用した料理に関する情報や、徳島フェアの情報等を提供

エ 県が実施するキャンペーンなどの販促活動への協力

（報酬）

第6条 「阿波ふうどスペシャリスト」の活動に対する報酬は、原則として、無償とする。ただし、催しの出演料等については、別途協議する。

（県の支援）

第7条 県は、「阿波ふうどスペシャリスト」からグループページ等により提供された情報を取りまとめ、県公式 SNS やホームページ等により積極的に情報発信を行う。

2 県は、グループページを活用し、「阿波ふうどスペシャリスト」間で情報交換ができる場を提供する。

3 県は、県が作成する PR 資材を予算の範囲内において無償で提供する。

（情報提供者の氏名の表示）

第8条 県は、「阿波ふうどスペシャリスト」から提供された情報を県公式 SNS 等に掲載する際は、原則として、その情報提供者の氏名を表示するものとする。